後期高齢者医療保険料

問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

後期高齢者医療保険料率は、高齢化や医療技術の進歩な どの影響による1人当たりの医療費の増加に対応するた め、2年に一度見直されます。

保険料は、所得に応じて負担する所得割額と加入者 全員が等しく負担する均等割額の合計額となり、個人 ごとに計算されます。

平成30・31年度の保険料率などは右のとおりです。

	平成28・29年度	平成30・31年度	
均等割額	43,200円	43,200円(変更なし)	
所得割率 8.54% 8		8.54%(変更なし)	
賦課限度額	570,000円	620,000円	

所得の低い人への軽減割合

総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた額が58万円 以下の人は、所得割額が2割軽減されていました 廃止されます。一方、均等割額は、世帯の軽減

引き上げられ、均等割額5割軽減は、被保険	
者数に乗ずる金額が27万円から27万5千円	1
に、2割軽減については、49万円から50万円	
に変わり、対象者が拡大します。	

いた観か58万円		平成29年度	平成30年度
が、その軽減が 判定所得基準が	所得割額軽減	2割軽減	廃止
刊起別付盔毕が			

均等割額軽減 判定所得基準	5割軽減	基礎控除額(33万円)+27万5千円×被保険者数
	2割軽減	基礎控除額(33万円)+50万円×被保険者数

※均等割額の特例の軽減率である9割軽減と8.5割軽減は平成30年度においても継続。

家族の会社の健康保険などの 被扶養者だった人への軽減割合

均等割額が7割軽減から5割軽減に見直されます。

	平成29年度	平成30年度	
均等割額軽減	式 7割軽減 5割軽減		
所得割額	負担なし	負担なし(変更なし)	

※所得の低い人への均等割額9割、8.5割軽減に該当する場合はそちらが優先。

介護保険料

本高齢福祉課 ☎0287(62)7191

第7期(平成30~32年度)の介護保険料基準額を月額5,400円(県内平均 は月額5,496円)に見直しました。これは高齢者人口の増加に伴い、要 介護認定者や認知症高齢者の増加が見込まれるため、必要とされる介 護サービス費などを負担できるよう算出したものです。

段階	対象者	平成30~32年度保険料年額 (保険料の調整率)
第1段階	・生活保護受給者・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	29,100円 (基準額×0.45) ※軽減後の額です。
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円 を超え120万円以下の人	38,800円 (基準額×0.6)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	45,300円 (基準額×0.7)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円以下の人	58,300円 (基準額×0.9)
第5段階	第5段階 世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円を超える人	
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	74,500円 (基準額×1.15)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	81,000円 (基準額×1.25)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	97,200円 (基準額×1.5)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	129,600円 (基準額×2.0)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	145,800円 (基準額×2.25)



財政運営の安定化を図るため

各種保険料(税)の税率などを改正します

国民健康保険税

20287 (62) 7143

今回の改正を反映した国民健康保険税納税通知書を、普通徴収(納付書・ 口座振替)の人には7月中旬に、特別徴収(年金天引き)の人は9月中旬にそ れぞれ世帯主宛てに送りますので、期限内の納付をお願いします。

国民健康保険税は、①医療給付費分、②後期高齢者支援金分、③介護納付金分(40歳~64歳)をそれぞれ計算し、 その合計で税額を決定します。今回の見直しで、①~③の税率や課税限度額などを次のとおり改正します。

	区分	改正前	改正後	比較
	所得割税率	7.2%	7.9%	0.7%
1 医	資産割税率*1	12.0%	_	△12.0%
①医療給付費分	均等割額(1人当たり)	20,000円	21,000円	1,000円
費分	平等割額(1世帯当たり)	18,000円	19,000円	1,000円
	課税限度額	510,000円	540,000円	30,000円
2	所得割税率	2.0%	2.0%	_
②後期高齢者支援金分	資産割税率 ^{*1}	6.0%	_	△6.0%
齢者	均等割額(1人当たり)	5,900円	5,900円	_
支 接	平等割額(1世帯当たり)	6,100円	6,100円	_
分	課税限度額	160,000円	190,000円	30,000円
	所得割税率	2.0%	2.0%	_
3 11	資産割税率 ^{*1}	7.2%	_	△7.2%
③介護納付金分	均等割額(1人当たり)** ²	8,000円	8,000円	_
金分	平等割額(1世帯当たり)	4,900円	4,900円	_
	課税限度額	140,000円	160,000円	20,000円



- ※1 資産割は廃止となります。
- ※2 介護納付金分の均等割額は、40歳~64歳の人数で計算します。

法定軽減の判定所得基準の改正

法定軽減とは、一定の所得金額以下の場合、均等割額と平等割額を7.5.2割軽減する制度です。今回の見直しで、 5割軽減と2割軽減の判定所得基準を次のとおり改正し、対象範囲を拡大します(7割軽減は変更ありません)。

	改正前	改正後	
2割軽減	33万円+49万円×被保険者数	33万円+50万円×被保険者数	
5割軽減	33万円+27万円×被保険者数	33万円+27万5千円×被保険者数	

法定軽減を受けるためには、所得の申告が必要です。

今回の改正で対象範囲を拡大した法定軽減は、世帯主や被保険者が所得の申告をしていないと、受けることがで きません。収入がなかったり、非課税の遺族年金・障害年金だけの人なども、申告をしてください。 ※20歳未満で収入がない人は、申告不要です。

▶問い合わせ 国課税課 ☎0287(62)7120

平成30年4月20日号 平成30年4月20日号